

お客様各位

中国向け外国送金に関するお願い

受取人住所の国名、都市名に加え、「省名」記入の追加について

「マネー・ローンダリング」や「テロリストへの資金供与」の未然防止、「各種経済制裁措置」への対応は、国際社会におけるテロ等の脅威が増す中で一段と重要になっています。

特に北朝鮮との取引は原則禁止されており、これを徹底するためには、北朝鮮に隣接する中国向け外国送金についても厳格な確認が求められています。

つきましては、今後、中国向け外国送金の受取人住所欄については、従来の国名、都市名の記入に加え、省名を必ず記入していただきますようお願いいたします。

	変更後	変更前
中国向け外国送金の受取人住所欄の記入項目	受取人様の住所 特に 国名、 省名 、都市名	受取人様の住所 特に 国名、都市名

※「外国送金依頼書兼告知書」等の確認欄での申告についての留意点

「外国送金依頼書兼告知書」等の「確認欄」については、お客様の知り得る限りにおいて、最終的な資金の受取人が北朝鮮関係者でないこと、また、お取引相手の関係者（主な株主や取締役等）の中に北朝鮮関係者（法人・個人）がいないことが含まれていることを理解のうえで申告してください。

（注）関係する法規制 外国為替及び外国貿易法

北朝鮮の「貿易に関する支払規制」、「資金用途規制」、北朝鮮に対する「支払の原則禁止」等

ご不明な点がございましたら、当金庫市場業務課、海外事業支援室（0120-753-012、03-3493-8406）またはお取引店までお問い合わせください。